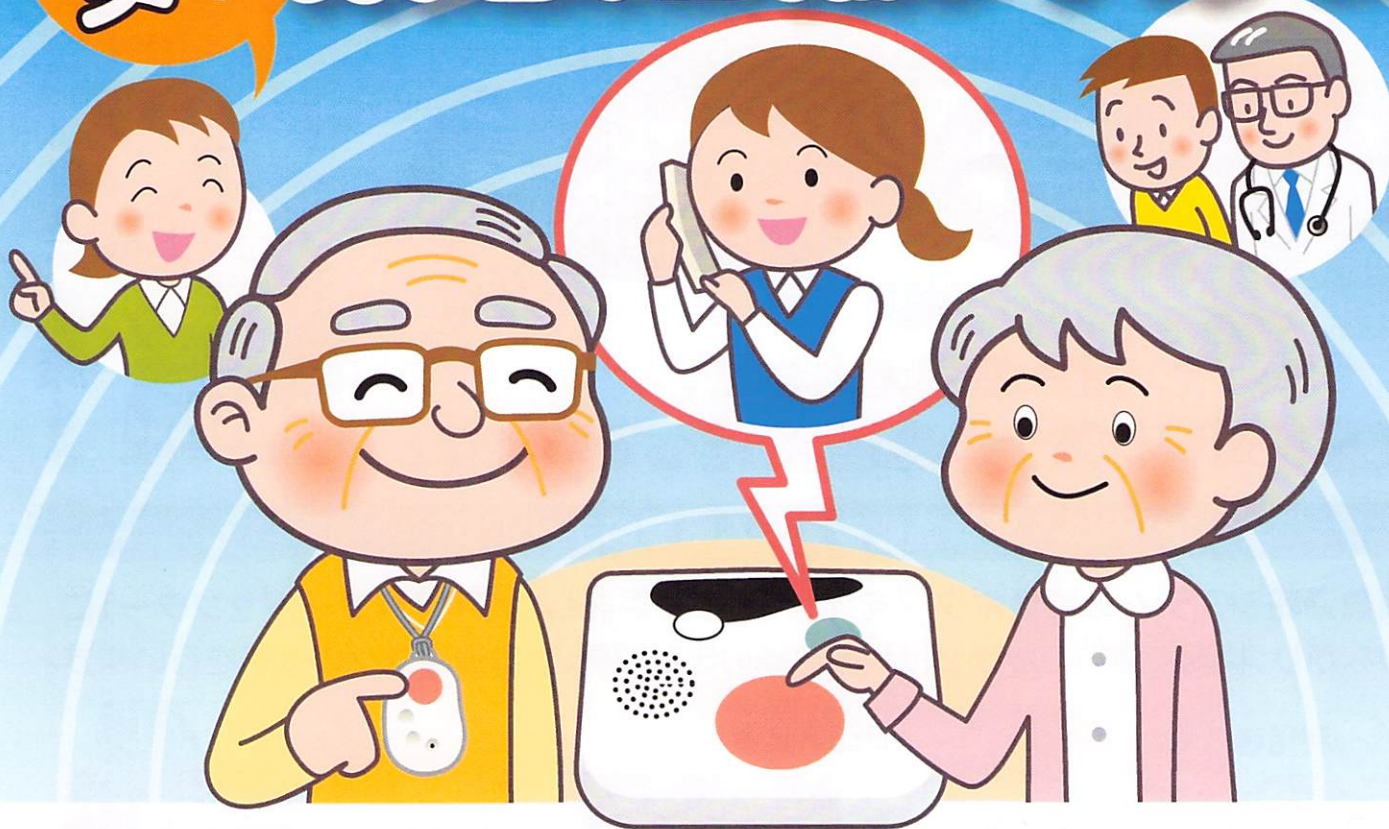


つけて
安心

緊急通報システム



浜松市では、高齢者のみなさんの日常生活の不安を少しでも解消するため、急病や思わぬけがに対する万一の備えとして「緊急通報システム事業」を行っています。ご利用を希望される方は、お気軽にご相談ください。

利用対象者 防犯目的ではありません。駆け付け業者は介護・医療行為はできません。

世帯構成	年 齢	条 件
ひとり暮らし世帯	65 歳～ 74 歳	心疾患及び脳血管障害等循環器系の疾患がある方
ひとり暮らし世帯	75 歳以上	特別な条件はありません
高齢者のみ世帯	75 歳以上	持病等により支援の必要がある方

利 用 料 ※昼間や夜間に高齢者のみとなる世帯を含みます。

市民税の課税状況	月額利用料	支払方法
課税世帯	1,030円	口座振替 または 納付書
非課税世帯	無 料	

お問い合わせ

地域の

地域包括支援センター
(高齢者相談センター)

担当の

ケア
マネジャー

居住区の

長寿支援課
長寿保険課

※通信料と通信テスト料(週1回)は、
利用者の実費負担となります。



浜松市

安心して住み続けられるように 日常生活の不安を少しでも解消するのじゃ。

思わぬけがをしてしまい
動けなくなってしまった



急に胸が苦しく
なってしまった



万一の備えとして、

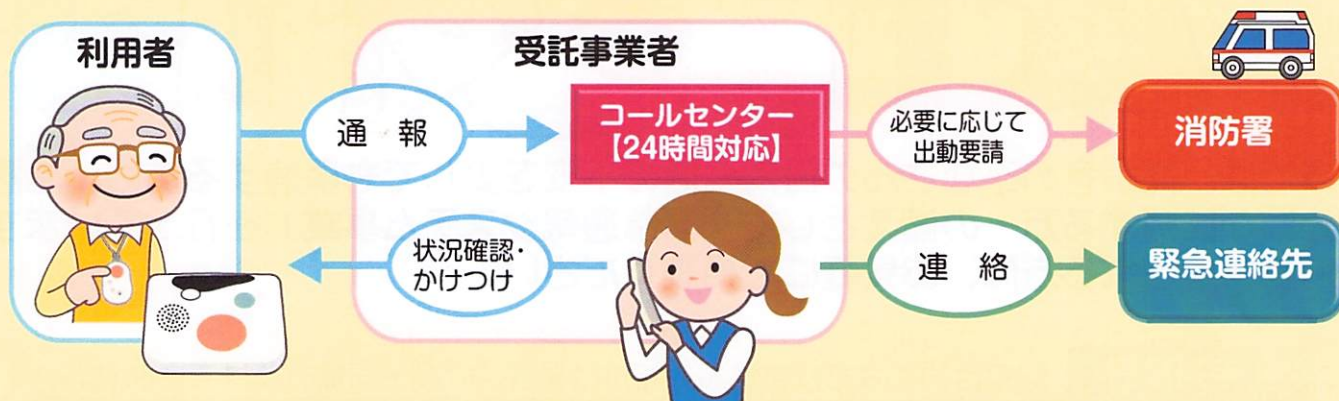
「緊急通報システム事業」を行っています。



出世大名 家康くん

緊急通報システム事業のイメージ

緊急通報システムの緊急ボタンを押せば、市が委託した事業者(コールセンター)につながり、状況に応じてかけつけや救急車の出動要請、緊急連絡先への連絡を行います。



注意事項

- ※アナログ回線以外の光回線等を利用されている場合、停電または回線が不安定な場合、機器の動作に支障が生じることがあります。
- ※回線によっては、設置できない場合があります。
- ※一部、かけつけができない地域があります。

ご利用までの流れ

1 お問い合わせ

- ・地域包括支援センター
- ・ケアマネジャー
- ・長寿支援課または長寿保険課

2 申請

地域包括支援センター等を通じて利用申請をしていただきます。

3 審査

申請内容から利用の可否を審査し、決定します。

4 利用開始

利用許可決定を受けた方のお宅に緊急通報システムを設置し、利用開始となります。